

あがるよ 最低賃金

10月から

最低賃金より低い 賃金は違法だよ

最低賃金は、毎夏に都道府県の最低賃金審議会で決まります。労働組合の要求と運動で、今年は23円～27円を引き上げさせました。それでもフルタイムで働いて月10万～14万円程度にしかありません。

全労連・国民春闘共闘に参加する労働組合は、毎年、最低賃金の大幅引き上げを求めて、多くの署名と要望書を提出して意見を述べています。大幅引き上げを求める声が大きくなれば、実現はより確かになります。

「どこでも、だれでも、人間らしく暮らせる賃金」にするには、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度の確立が必要です。あなたも労働組合に加入して、一緒に人間らしい暮らしを実現しましょう。



の 最低賃金



最低賃金って？

「健康で文化的な最低限の生活」（憲法25条・生存権）を保障するために、法律で「それを下回る賃金では人を働かせても、働いてもいけない」と定めた賃金の最低額のこと。

これを下回る賃金は法律違反で無効となり、少なくとも最低賃金の金額が支払われることとなります。使用者が最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、最高で50万円の罰金が科されます。

時間給

円

深夜労働は
25%割増

円

パートもアルバイトも働くすべての人

あなたの
賃金を
チェック



時間給の方(そのままの額で比較)

_____円

日給の方

(※1)定められている1日の労働時間

_____円 = 日給 ÷ 1日の所定労働時間(※1)

月給の方

(※2)残業代(時間外手当)や通勤手当や扶養手当などの諸手当を除いたもの。一般的には基本給+役職給

_____円 = 月給(※2) ÷ 1カ月の平均所定労働時間(※3)

(※3)年間の労働時間が決められていれば、その月平均

歩合制(出来高払制)の方

(※4)賃金から時間外などの割増分を除いたもの

_____円 = 歩合給(※4) ÷ 1カ月の総労働時間

ZENROREN 全労連  **国民春闘共闘**

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4

TEL(03)5842-5611 FAX(03)5842-5620 <http://www.zenroren.gr.jp> 2018.9